

第15 パッケージ型消火設備

令第29条の4第1項の規定に基づく、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第1条で規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

1 設置要件

パッケージ型消火設備を設置できる防火対象物は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下この第15において「告示第12号」という。）第3によること。この場合において、告示第12号第3の各号中「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所は、次の場所とする。

- (1) 避難時には避難口（規則第28条の3第3項第1号に定める出入口をいい、同号ハ中の括弧書きで除かれている出入口を含む。以下この第15において同じ。）を容易に見通すことができ（各部分から柵等による視認障害がなく、出入口であることを直接判別できる状態をいう。以下この第15において同じ。）、又は当該開口部から避難できる、次のいずれかに該当する場所であること。

ア 避難口を容易に見通すことができる場所

イ 外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部から避難できる場所

ウ 通路誘導灯又は誘導標識（蓄光式のものに限る。）の誘導により、避難口に到達できる場所 ◇

エ 避難口に面しない室のうち、当該室の出入口を容易に見とおすことができ、かつ、出入口付近において避難口を容易に見とおすことができる場所 ◇

2 設置維持の基準

告示第12号第4の規定によるほか、次によること。

- (1) 設置場所は原則として、次に掲げる主要な避難口付近とすること。 ◇

ア 避難階（建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この第15において同じ。）にあっては屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては当該附室の出入口。以下イにおいて同じ。）

イ 避難階以外の階にあっては直通階段の出入口

- (2) 屋内消火栓設備とパッケージ型消火設備の両方を混在して設置する場合は、告示第12号第9号に規定する表示とあわせて、貯蔵容器の直近の見やすい箇所に、当該パッケージ型消火設備が防護する部分を記載した表示を設けること。 ◇

(3) 消火薬剤放射時間が短いため、操作方法等を関係者へ周知し、熟知させること。

3 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

告示第12号第3に規定する防火対象物又はその部分で、次のすべてに適合する地階については、令第32条の規定を適用しパッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 避難階であること。

イ 第1章第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱いによる無窓階以外の階とすること。